



資料 2

周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

（取組期間 平成 1 7 年度～平成 1 9 年度）

（普通・渡船部会）

実施項目	(1) 行政評価システムの導入
現状	今までの行政は、目的達成の合理性を追求しようとする「手段主義」でしたが、脆弱な財政構造や三位一体の改革による地方交付税の削減などにより、従来の画一的な行政運営は不可能となっており、限られた財源で最大の行政サービスが求められています。
方策	限られた財源・人材を有効活用し、総合計画に掲げる事務事業等の優先順位や進行管理、公共事業、イベント、補助金等のあり方を見直し、効率的な行政運営の実現や職員の意識改革、住民への説明責任や行政の透明性の向上に資する、計画（Plan）→実施（Do）→確認（Check）→対策（Action）のPDCAマネジメントサイクルの手法を取り入れた、行政評価システムを導入します。
目標	平成18年度に約40事務事業を抽出し、評価の試行を行い、試行結果を元に評価システムの改善を行いながら、平成22年度以降はすべての事務事業の評価を実施します。
効果	効率的な行政運営及び住民への説明責任や行政の透明性の向上

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	試行	段階的实施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	周南市や下関市など先進自治体5箇所を視察し、評価の手法及び課題について調査・研究を行い、18年度の評価試行に向けて準備作業を行いました。			平成18年度中に、1班1細事業を目標に紙ベースでの評価の試行、行政評価システムへの財源内訳入力及び行政評価システム操作研修を予定しています。	
H18	5月9日、班長級職員13名により構成される行政評価部会を設置し、行政評価システムの検討を行いました。5月下旬には、行政評価システムの基礎資料となる「課別業務量算定表」の作成に着手しました。 8月30日、第2回の行政評価部会を開催し、財務会計システムとの連動、評価シート案について検討を行い、9月上旬には行政評価説明会を開催し、財務会計システムとの連動及び評価シートについて説明しました。 11月1日には行政評価説明会を開催し、予算細事業概要調書の作成を依頼しました。作成した予算細事業概要調書は財政課の予算査定に利用しました。			平成19年度には、行政評価システムの本稼働を予定しておりますので、行政評価専門部会を中心として、財務会計システムと連動した評価システムのスムーズな導入を図ります。	
H19	行政評価システムの本稼働により、平成18年度事務事業を評価し、平成20年度予算へ反映するマネジメントサイクルを確立しました。 ・4月2日～5月31日にかけて、全職員により平成19年度当初予算細事業単位の財源入力 ・7月27日～8月10日にかけて、全職員により平成18年度決算に伴う細事業単位の財源及び人工数入力 ・8月30日～31日にかけて、班長級を対象に行政評価システム研修会を開催 ・9月1日～10月5日にかけて、全職員により一次評価・二次評価を行い、平成20年度当初予算査定資料として活用			平成20年度以降において、真に持続可能な行政評価システムの確立を目指し、評価の精度を高めるものとします。	

実施項目	(2) 事務事業チェックシートの作成
現状	厳しい財政状況や住民ニーズの多様化など、今までの画一的な行政経営では時代の変化に対応できません。住民の視点に立ち、必要なものとそうでないものを取捨選択して効果的且つ効率的な行政運営を行う必要があります。
方策	行政改革大綱及びその実施計画では、行政評価システムの導入を平成18年度後期に予定していますが、システム導入までの移行期間中の行政事務効率化及び行政評価システムのスムーズな導入を目的として、職員全員による事務事業の見直しを行い、成果が上がっていないものや目的を達したものの、効率的でないものについて見直しを行うことを目的に、事務・事業チェックシートの作成を行います。
目標	平成18年度に関係職員全員により、マネジメントサイクルを用いて事務事業の見直しを行い、行政評価システムのスムーズな導入を図り、限られた財源の有効活用及び人材の育成を図ります。
効果	効率的な行政運営及び職員の意識改革

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	実施	行政評価システムへ移行		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	課別業務量算定表を基に、細事業毎に「対象」、「意図」、「手段」を記入して、事業の必要性、有効性等について調査しました。		平成18年度に調査したデータを行政評価システムで活用することにより、職員負担の軽減を図り、行政評価システムへのスムーズな移行を図ります。		
H18					
H19	評価表を出力し、平成20年度当初予算査定に活用しました。				

実施項目	(3) 支所機能の見直し（総合支所）
現状	各総合支所及び教育支所は、大島郡合併協議会において「組織及び機構の取扱い」の協議の中で、当分の間「総合支所+分庁分散型庁舎」として設置されたものです。 このことは、住民サービスが低下しないように十分配慮するためでした。しかし、住民サービスの水準を維持していくためには、事務事業の内容により担当課と総合支所の担当者の事務を分担する面から重複することもあり、非効率な面も見られます。
方策	将来的に組織及び機構は本庁方式とし、本庁方式導入までは機構改革または配置転換により組織の見直しを図ります。
目標	平成１８年度中に組織の一部見直しを行い、本庁方式移行後、全面的に見直します。
効果	効率的な行政運営

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	調査・検討	組織の見直し			実施
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			庁舎建設基本構想及び組織機構改革報告書に基づき、支所機能の検討・協議を進めます。		
H 1 8	○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の建設に着手しました。 ○総務課において、庁舎建設基本構想策定業務報告書の作成委託を行いました。 ○行革本部会議に機構改革検討専門部会を設置し、平成 2 7 年度末を目標とする組織機構改革報告書を策定し、庁舎機能の見直しを行いました。				
H 1 9	○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の完成に伴い、7 月17日から東和総合支所の執務を開始しました。 ○平成20年 4 月から、総合支所次長を廃止し、また、正規職員 2 人体制の出張所は正規職員 1 人と臨時職員 1 人とする総合支所改革を行うことを決定しました。		平成21年 4 月に総合支所地域支援班を廃止し、道路等の維持は、建設課建設維持班に移管する総合支所改革を確認しました。		

実施項目	(4) 新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直し										
現状	多様化する住民ニーズや地方分権の推進などにより、対応する部署が複数にまたがる業務の発生など、これまでの縦割りの行政組織だけでは対応できない行政課題が増加するとともに、新たな行政需要の為に組織の設置が求められています。 また、現行の課の配置では、類似した業務が複数の課に分類されて処理されている現状があり、今後再編して効率化する必要があります。										
方策	社会経済情勢の変化及び住民ニーズの多様化に対応するため、各課の業務内容及び業務量を精査し関連する業務の再編・統合を行い、これに併せて組織・機構の見直しを行います。また、周防大島町行政改革大綱の実施計画により、平成22年4月1日までに43名の職員の削減を行うために、行政部門の集約化を図り、限られた人的資源の有効活用を図るため、以下の組み合わせ等を課の再編・統廃合案として検討します。 <table border="1"> <tr> <td>総合政策課・企画課</td><td>財政課・契約監理課</td><td>健康増進課・福祉課</td></tr> <tr> <td>医療保険課・介護保険課</td><td>商工観光課・農林課</td><td>水産課・建設課</td></tr> <tr> <td>生活衛生課・環境施設課</td><td>水道課・下水道課</td><td></td></tr> </table>		総合政策課・企画課	財政課・契約監理課	健康増進課・福祉課	医療保険課・介護保険課	商工観光課・農林課	水産課・建設課	生活衛生課・環境施設課	水道課・下水道課	
総合政策課・企画課	財政課・契約監理課	健康増進課・福祉課									
医療保険課・介護保険課	商工観光課・農林課	水産課・建設課									
生活衛生課・環境施設課	水道課・下水道課										
目標	定員適正化を進める中で、住民の理解を得ながら、新たな行政課題に対応できる組織・機構に再編を行います。										
効果	効率的な行政運営										

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	段階的实施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	平成17年度末において総合政策課と企画課を統合し政策企画課を、水道課と下水道課を統合し上下水道課を設置しました。		報告書に基づき、年次的・計画的に組織機構改革を実施します。		
H18	平成18年12月に行革推進本部会議の専門部会として機構改革検討専門部会を設置し、専門部会が平成27年度末を目標とする組織機構改革の報告書を答申しました。				
H19	○平成20年4月から、各保健センターの保健師の常駐体制を見直し、健康福祉部介護保険課と健康増進課地域包括支援センターを統合し介護保険課とすること及び医療保険課と健康増進課を統合し健康増進課とすることを決定しました。 ○平成20年3月末に政策企画課総合政策班を廃止し、総合政策班の事務を関係各課へ移管することを決定しました。 ○平成19年度末におおしま子育て支援センターを廃止し福祉課内子育て支援センターを2人体制とすることを決定しました。 ○観光協会の社団法人化に伴い、平成20年4月から商工観光課観光事業を観光協会に移管することが決定しました。 ○平成20年4月から、図書館の運営体制について、久賀図書館を中央的図書館とし、他の3図書館を分館的図書館とし、久賀図書館には司書等正規職員2名を配置し、他の3図書館については、4名の臨時職員のローテーションによる2人体制とすることが決定しました。		定員の適正化が進む中で、更なる組織機構改革を実施します。		

実施項目	(5) 公共施設適正配置指針の策定
現状	本町では、合併という要因により、総合センター、民俗資料館、温泉施設等多くの類似施設があり、これらの維持管理費が財政逼迫の大きな要因となっています。
方策	少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性に配慮するとともに、有識者や住民の意見も反映し、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を策定します。 また、新たな公共施設の整備に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、民間の有する資金や、事業経営における経験的に培われた知識や情報を活用し、優れた公共施設の整備やより効率的で質の高いサービスの提供をめざす新しい事業方式（PFI）の導入などを検討し、複合化や併設化、施設間連携、広域的な観点などから幅広く検討を行います。なお、平成18年度に指針策定・推進のための組織を設置し、着実に実施します。
目標	施設の統廃合、転用等による見直しを行い、効率的な利活用のできる施設の提供を行います。
効果	財政健全化及び施設運営の合理化・効率化による住民サービスの向上

スケジュール

	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
年度	調査・検討	策定・推進	実施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	今後の公共施設の配置について調査・検討を行いました。		住民の理解を得ながら、公共施設の有効活用、統廃合を進めます。		
H 1 8	公募による指定管理対象施設の選定時に、全公の施設に係る今後のあり方を取りまとめ行革本部会議に報告しました。				
H 1 9	○ハローワーク跡地を久賀東庁舎とし、9月10日から環境生活部が執務を開始しました。 ○平成21年4月に中学校を4校（情島中学校を除く）とする学校統合が決定しました。		住民の理解を得ながら、統合後の学校跡地の有効活用を進めます。		

実施項目	(6) 生活交通体系の再編
現状	現在、町内には道路運送法第4条による路線バスが2路線4系統73便、同法第21条による路線バスが5系統22便及び同法第21条による乗合タクシーが1系統14便の運行がなされています。道路運送法の改正及び地方バス路線維持対策国庫補助制度の改定に伴い、平成14年4月に4路線バス事業者の路線再編を実施して以降、各路線の運行維持を図るために赤字補填補助金は、利用者の減少とともに増嵩しています。16年度実績で全運行経費約227百万円のうち、運賃収入は約132百万円、国庫補助金約50百万円、町補助金約45百万円の負担となっており、全体の約4割は補助金で賄われている状況となっています。この原因には、主なバス利用者である高齢者や学生等交通弱者の減少もありますが、町立・民間病院の患者輸送バスやスクールバスの運行により路線バスと同じ路線を多重に運行しているため、利用者をそれぞれのバスが奪い合う構図となり公共交通全体のコスト増に結びついています。
方策	平成17年度において、大島郡地域振興推進協議会を事業主体として、「周防大島町生活交通体系検討業務」を実施し、路線バスの利用実態調査、各運行主体の収支状況及び患者輸送バスの運行状況調査を行い、将来の生活交通体系の再編基本計画を策定する。平成18年度において、具体的再編方策の検討を関係者で行い平成19年4月を目途に再編を進めていきます。
目標	住民の利用しやすい持続可能な生活交通体系に再編します。
効果	生活交通の利便性の向上と公共交通コストの削減

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備		実施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	コンサル委託を行い、各路線バスの利用実態調査、運行主体ごとの収支状況、特定目的バスの運行状況調査等を行い、生活交通の再編を行った場合の試算を主とする「周防大島町生活交通体系検討業務報告書」の取りまとめを行いました。		平成19年10月1日に、安下庄線への防長交通参入による町内4路線の1社体制化及び減便による効率化、白木半島線のスクールバス化を実施します。 その後、年1回程度の利用実態調査による効率化の検討を行います。		
H18	前年度実施の「周防大島町生活交通体系検討業務報告書」に基づき、実施計画を作成するため、土日の利用実態調査、患者輸送車廃止の検討等を行い、平成19年10月1日実施の当面の改善策をとりまとめ、又そのための条件整備を行いました。				
H19	平成19年10月1日に、安下庄線への防長交通参入による町内4路線の1社体制化及び減便による効率化、白木半島線のスクールバス一般混乗を実施しました。				

実施項目	(7) ごみの減量化、再資源化の推進
現状	本町のごみの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋自家処理）は、人口が減少しているにもかかわらず、一向に減少していないのが現状です。ごみの排出量は、平成8年から平成11年にかけて減少推移したものの、平成13年には大きく増加した後は、概ね横ばいで推移しています。平成12年から平成13年にかけての大きな増加は、野外焼却や小型焼却炉での焼却が原則禁止となったことから、これまで自家処理されていた可燃ごみが、収集ごみとして排出されたことが大きな要因と考えられます。
方策	現時点では旧町毎にごみの分別方法が異なっており、住民サービスの徹底を図るため、平成19年度を目途に分別方法（分別区分、排出頻度数）の統一を図ります。ビン、プラスチック等の分別収集の徹底により埋立ごみ量を減少させ、再資源化を図ります。ごみの発生抑制、減量化、再資源化に関し、広報紙、パンフレット等により住民の意識啓発を行い、ごみ問題への意識向上を図ります。 なお、ごみ処理施設に直接搬入される可燃ごみ及び不燃ごみについては、処理料金の見直しを行います。
目標	廃棄物の発生抑制、再利用、最終処分量を削減します。
効果	住民サービスの向上、ごみ処理を通じた循環型社会の形成

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		実施	リサイクル施設完成 処理手数料改定	
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	不燃ごみの分別方法が4地区のうち1地区のみが著しく異なっていたため、排出者自身で分別を徹底するよう、各地域において説明会を開催し、ごみの減量化、再資源化に対する啓発を行いました。			リサイクル施設の完成に向けて、4地区における分別等を統一し、廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。また、ごみ処理施設に直接搬入される可燃ごみ及び不燃ごみについては、処理手数料金の見直しを検討します。	
H18	不燃ごみの基本的な排出方法を統一しました。また、ごみの減量化、再資源化を更に推進するため、地域に出向き分別等の説明会を開催するとともに、広報、チラシ等により啓発を行いました。				
H19	地域、高齢者ボランティア団体、小学校に出向き、分別方法や本町の再資源化の取組等を説明し、ごみの減量化に対する啓発を行いました。また、リサイクル施設の完成に伴い、分別等4地区に生じている若干の差異を平成20年度から統一するため、「分別の手引き」のパンフレットを各戸へ配布し、ごみの減量化、再資源化を推進します。なお、直接施設に搬入される不燃ごみについては処理手数料金を設定しました。				

実施項目	(8) イベントの見直し（教育委員会所管のもの）
現状	現在教育委員会所管のイベントは、教育委員会（本課）及び各教育支所において企画運営をしていますが、合併時に他の課が所管するイベントと異なり整理統合がなされていないため、旧町ごとのイベント実施状況にバラツキがあります。 よって、新町になってもマラソン、文化祭等、同様のイベントが旧町のまま移行して実施されている現状が見受けられ、また、地区を限定したイベントでは、旧町時代の職員がわざわざ各庁舎から出向き準備作業を行っており、非効率な点も見受けられます。
方策	イベントは行政目的を達成するための手段であるという観点から、目標、プロセス、必要性や効果を評価して、その見直し結果を次のイベントに反映し、効果を高めます。 イベントの中止、統合、NPO等との協働などいろいろな方法も検討しながら教育委員会（本課）が主体となって見直しを行い、目的や成果の達成をめざすとともに、住民、参加者の視点でイベントのやり方を根本的に改革します。また、生涯学習関連事業についても、次代を担う人材育成と高齢化社会における生きがいづくりの場であり、その成果の発表が文化展・文化祭と位置づけ、運営は各講座受講生・学級生に委ね、住民・行政協働により活性化を図ります。なお、教育委員会所管以外のイベントについては、行政改革大綱の実施計画に基づき、見直しを行います。
目標	職員の一体感の醸成と、住民参画による協働のために住民意識の醸成を図り、住民主体の運営形式にして、事業の活性化を図ります。
効果	予算や人的資源の節減、重点化によるイベントの活性化

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		調査・見直し		処理手数料改定	
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	スポーツ行事の見直しを行い、体育協会、教育委員会主催行事別に整理を行いました。		地区イベントの運営についてはなるべく住民主体の運営とし、地域の特色ある取り組みとして開催できるよう推進します。また、ビーチバレー大会等大規模スポーツイベントは費用対効果、住民・関係者の意見を基に開催の是非を根本的に検討します。		
H18	文化祭行事の準備、運営を住民協働で行いました。				
H19	体育協会の法人化、町全体のスポーツイベントのあり方について検討しました。				
			平成23年度を予定している教育支所改革までに、スポーツイベント、公民館のあり方等について検討を行います。		

実施項目	(9) 保健センター業務の見直し
現状	現在は各保健センターに3名の保健師が配置されていますが、現在の体制では協議を行うにもそれぞれの保健センターの担当者が本課に集まって協議を行う状態なので、非効率になっています。また、各保健センターにそれぞれ同じように担当者が必要であるため、本課の人数の配置も少なく効率的な事業が行いにくいのが現状です。
方策	保健センターの事務職は本課に配属し、保健センターの事務も本課で対応します。各地区保健センターの保健師は2名とし、事務以外の保健師業務を行います。保健師を本課に集中させることにより、業務に応じた人数配置による人員の削減や担当の保健師が同じ場にいることで、より効果的な保健事業の展開が可能になります。保健センターの業務は、平成18年度から設置される地域包括支援センターのサブセンターとしての総合相談窓口、訪問活動が中心となります。
目標	組織・機構の簡素化を行い、効率的なサービスの提供を行います。現行の保健師3名、事務職1名を保健師2名に再編します。
効果	効率的な行政運営及び職員の意識改革を行います。

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討	実施		処理手数料改定	
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	各保健センターに保健師3名と事務職員1名が配置されており、各担当地区内での保健業務や事業、事務処理等をそれぞれの保健センターが処理していました。		今後の医療保険制度改正や障害福祉施策の改正、各保健業務の見直し、介護予防支援業務等の情勢を勘案しながら「健康づくり班」及び「地域包括支援センター」の業務内容を視野に入れ、各保健センターの人員体制等を再検討し、業務の効率化を目指します。		
H18	平成18年4月から、各保健センターの保健師1名と事務職員については健康づくり班に集約し、事業等の処理を健康づくり班で集中して行ってます。また、各保健センターの保健師2名についても地区内保健業務の他に地域包括支援センターのサブセンターとして位置づけ、介護予防支援業務や総合相談窓口、訪問活動を行いました。				
H19	18年度からの体制を継続して、地域に密着した保健活動と地域支援センターのサブセンターとして総合相談や訪問活動等を実施しました。				
			子どもから高齢者までの健康づくり体制の機能強化を図るため、また、20年度からの医療保険改正を見据えて、各保健センターの常駐性を見直しを行います。		

実施項目	(10) 指定管理者制度の導入	
現状	平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託先は、町の出資法人や公共的団体等以外の民間事業者にも、委ねることが可能になりました。 これは、民間でも十分なサービス提供能力が認められる事業者が増加していることや、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者の有する知識や技術を活用することが有効だという考え方に基いたものです。今後は、町が維持・管理すべきとされた施設についても、民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図る必要があります。	
方策	公の施設の管理については、「民間にできることは民間に」を基本に、サービス水準の維持・向上と費用対効果を十分検討し、平成18年4月を目途に指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な管理運営を行います。	
目標	公の施設（レクリエーション・スポーツ施設）	
	・平成19年度までに指定管理者制度を導入します	
	グリーンステイながうら	片添ヶ浜温泉遊湯ランド
	長浦スポーツ海浜スクエア	サン・スポーツランド片添
	フィッシングビレッジやしる郷	青少年旅行村
	自光寺ピッコロランド	陸奥野営場
	・平成20年度までに指定管理者制度を導入します	
	竜崎温泉潮風の湯	
	公の施設（産業振興施設）	
	・平成19年度までに指定管理者制度を導入します	
	陸奥記念館	橘農産物加工センター
	なぎさ水族館	鹿家地区農事集会所
	総合交流ターミナル	正分地区農事集会所
	安高地区農事集会所	
	公の施設（基盤施設）	
	・平成19年度までに管理のあり方を検討します	
	久賀港駐車場	辻屋駐車場（久賀）
	・平成19年度までに廃止を検討します	
	南町駐車場（大島）	
	公の施設（文教施設）	
	・平成19年度までに指定管理者制度を導入します	
	周防大島町歴史民俗資料館（大島）	町衆文化薫る郷公園
	周防大島町歴史民俗資料館（久賀）	周防大島町竜崎陶芸の館
	周防大島町歴史民俗資料館（橘）	周防大島町地区学習等供用施設（浮島）
	日本ハワイ移民資料館	周防大島町地区学習等供用施設（原）
	町衆文化伝承の館	
	・平成19年度までに管理のあり方を検討します	
	周防大島町文化センター	神領コミュニティセンター
	屋代山泉センター	周防大島町地区学習等会館（椋野北）
	小松コミュニティセンター	周防大島町地区学習等供用施設（西安下庄）

目標	公の施設（福祉施設）	
	・平成１９年度までに廃止を検討します	
	周防大島町橘在宅介護支援センター	
目標	公の施設（福祉施設）	
	・平成１９年度までに指定管理者制度を導入します	
	久賀ふれあいの家	安下老人憩の家
	デイサービスセンター福寿苑	橘かんころ楽園
	棕野ふれあいの家	周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」
	沖浦デイサービスセンター延寿の里	源明老人憩の家
	屋代デイサービスセンター延命の家	秋老人憩の家
	三蒲デイサービスセンター高手の里	西浦老人憩の家
	デイサービスセンター高塔苑	長天老人憩の家
	デイサービスセンター文殊苑	日良居園芸サロン
	デイサービスセンター油田苑	日良居老人憩の家
	デイサービスセンター和田苑	和戸老人憩の家
	周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」	デイサービスセンターしらとり苑
	周防大島町東和在宅介護支援センター	周防大島町大島在宅介護支援センター
	東和在宅老人デイサービスセンター	安下庄園芸サロン
	・平成１９年度までに管理のあり方を検討します	
	三蒲児童の館	和田老人福祉センター（楽楽亭）
	・平成２１年度までに管理のあり方を検討します	
	久美保育所	和佐保育所
	蒲野保育所	日良居保育所
	公の施設以外の施設	
	・現在検討予定施設はありませんが、必要に応じ随時見直しを行います。	
	その他の事務事業	
	・在宅配食サービス等在宅福祉サービスについては、全部委託済です。その他については現在検討予定はありませんが、必要に応じ随時見直しを行います。	
効果	住民サービスの向上及び行政コストの縮減	

スケジュール

	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
年度	検討	実施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			平成 1 8 年度は非公募で指定を行った周防大島町総合交流ターミナルほか 1 1 施設及び毫崎温泉潮風の湯を 6 箇所に分けて、指定管理者の公募を行い、新規参入 2 社を含む社を指定管理者として選定した結果、1 8 年度と比較して年額約 2, 6 0 0 万円の指定管理料の削減ができました。		
H 1 8	平成 1 8 年 3 月、グリーンスティながうらほか 1 6 施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間 H18.4.1 ~ H19.3.31) 施設内訳：スポーツ・レクリエーション 5 産業振興 3 文教 8 指定管理料総額は、約 6, 5 0 0 万円 平成 1 8 年 6 月、デイサービスセンター文珠苑ほか 1 5 施設について非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間 H18.9.1 ~ H21.3.31) 施設内訳：社会福祉 9 産業振興施設 3 文教施設 3 1 5 施設の指定管理料総額は、約 1, 0 0 0 万円 (高齢者生活福祉センター「和田苑」「しらとり苑」以外は指定管理料無し) 平成 1 8 年 9 月、油宇集会施設ほか 3 施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間 H18.10.1 ~ H19.3.31) 文教施設 3 3 施設の指定管理料総額、約 2 5 万円 (社) 東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、公募型指定管理者制度の実施により選定され、瀬戸内海リゾート(株)については、単独で指定管理者に選定され、経営診断結果に基づき経営改善を総合的に検討し、経営改善を図りました。 大島、橘歴史民俗資料館は休館としました。		(期間 H19.4.1 ~ H22.3.31) スポーツ・レクリエーション施設 . . . 5 産業振興施設 1 文教施設 6 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 3 年間(社) 東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、指定管理者として指定され、瀬戸内海リゾート(株)については、平成 19 年度に公募型指定管理者制度を実施する予定です。 なお、大島歴史資料館は建物施設の老朽化が著しく、展示・保存している資料を今後どう活用していくか、橘歴史民俗資料館と併せて検討します。その他文教施設(総合センター等)は当面現状のままで運営します。		
H 1 9	○グリーンスティながうら施設について公募を行い瀬戸内海リゾート(株)を指定管理者として指定しました。 ・指定期間 H20.4.1 ~ H23.3.31 ・指定管理料 46,200 (千円) 3 年間 (平成 20 年度指定管理料 16,170,000 円) (平成 21 年度指定管理料 15,330,000 円) (平成 22 年度指定管理料 14,700,000 円) (平成 19 年度指定管理料 24,993,552 円) ○平成 20 年 3 月議会において、高齢者生活福祉センター和田苑・しらとり苑及び油田等集会施設 3 施設について非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。		指定管理者制度は、議会議決を担保として、行政処分行為を指定管理者に委任する制度であることから、行政は公の施設の管理者としてコンプライアンス等についてのモニタリングが求められるものであることから、指定管理者の円滑な管理運営に資するよう、指導・協力を行うものとします。		

実施項目	(11) 排水機場管理の委託
現状	排水機場（東和地区 4 ヶ所、橘地区 2 ヶ所）の管理については、台風や大雨などによる停電に備え、現在はその都度リース会社から発電機を借り受けることで対応していますが、需要が集中し近隣市町村とも競合するため、借りることができない場合もあります。 さらに、来年橘地区に 2 ヶ所新設される予定で、計 8 ヶ所となるため、対応がますます困難となっています。
方策	台風襲来時等における排水機場の停電対策として、現在はリース業者から発電機の借り上げで対応していますが、町内の建設業者と予め発電機の運搬・設置の委託契約を行えば経費の節減にもなるため、可能な場合は委託契約することで事務の効率化、経費の節減を行います。
目標	行政運営の効率化・財政負担の軽減
効果	災害時における施設管理業務の円滑化

スケジュール

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	調査・検討	実施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 17	町内建設会社の排水機場での使用できる発電機保有状況調査及び貸出意向依頼を実施したところ、発電機が塩害にあうため断られております。2社は保有しており協力的ですが、大半は建設機器リース会社からの調達でした。 建設機器リース会社と協議した結果、発電機の台数が多く一時的な使用では確保が困難との回答でした。また、通年での確保は、経費がかかりすぎるので検討が必要です。		停電になれば機能しない排水機場があるため、発電機が設置でき、かつ異常通報装置の設置も含めて改修を検討します。また、他課所管の排水機場及び地域防災計画との整合を含め検討します。		
H 18	各総合支所所管から農業予算で建設した排水機場を一元管理するため、農林課で管理することとしました。従来どおり建設会社や数社のリース会社から発電機を確保しました。また、異常通報装置を建設中の排水機場から設置し、早期に対応する体制を整えました。				
H 19	4施設については、異常通報装置により対応体制を整えました。また、1施設については、今年度より改修工事を行い異常通報装置を設置します。施設改修設計に当たっては、維持管理コストの削減できる施設としました。				

実施項目	(12) 学校給食調理業務の委託
現状	学校給食センターは、旧町単位で4箇所あり、東和学校給食センターは民間委託、その他の給食センターは直営で行っています。東和学校給食センターの調理業務に要する経費は、他の給食センターに比べて安価となっており、他のセンターの運営方法の見直しが必要です。
方策	東和学校給食センターを除く給食センター（久賀・大島・橘）の調理業務については、平成17年度現在、8名の正規職員（久賀：3名、大島：4名、橘：1名）にパート職員を雇い入れ運営しています。すでに東和センターは、調理及び配送業務について民間委託にて提供していますが、他のセンターにおいては、正規職員の退職等の動向を鑑み、民間への業務委託を検討する予定です。
目標	学校とセンター（栄養士・委託業者）の連携を密にし、地場産品を取り入れたおいしい学校給食の提供を図ります。
効果	人件費等、予算の削減

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討			実施	
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17			学校給食センターに勤務する職員の動向を鑑み、下記により業務（調理・配送）の民間委託を進める計画です。		
H18	以下の取組を行いました。 10月～11月 学校給食センターの在り方について協議検討をし、業務委託開始年度等の案を作成。 12月25日 上記検討結果（案）を、対象3センターの全職員へ説明。		平成19年度はこれまでと同様、直営方式にて運営します。（平成18年度末に「大島センター」職員1名が定年退職。） ○平成20年度から「橘センター」を業務委託し、職員1名は「大島センター」へ異動させる予定です。（平成19年度末に「久賀センター」職員1名が定年退職。） ○平成21年度から「久賀センター」を業務委託する予定です。（平成20年度末に「久賀センター」職員2名が定年退職。） ○平成23年度から「大島センター」を業務委託する予定です。（平成22年度末に「大島センター」職員2名が定年退職。） 平成23年度に全センターの業務委託が完了する予定ですが、職員1名が残るため、保育所等への人事異動を検討します。		
H19	○公募により橘給食センターの業務委託を行いました。（受託者 むら喜） 委託期間 H.20.4.1～H.23.3.31 委託額 27,621,825円（3年間） 20年度分 9,378,075円 21年度分 9,121,875円 22年度分 9,121,875円 ○公募により東和給食センターの業務委託を行いました。（受託者 瀬戸内荘） 委託期間 H.20.4.1～H.23.3.31 委託額 30,191,700円（3年間） 20年度分 10,077,900円 21年度分 10,056,900円 22年度分 10,056,900円		平成21年度に久賀給食センター、平成23年度に大島給食センターを業務委託する予定です。		

実施項目	(13) 町立保育所の運営方法の見直し
現状	現在 4 ヲ所ある町立保育所は、すでに措置費等の補助制度がなく、一般財源化が図られています。 民間保育所が措置費のみで運営している現状に鑑み、指定管理者制度を導入しても保育サービスの低下はきたさないものと考えます。
方策	指定管理者制度の導入等を検討し、職員人件費及び運営費の削減を図ります。
目標	指定管理者制度の導入等を検討します。
効果	事務事業の効率化、人件費の削減

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
		調査・検討			指定管理者制度導入等実施
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			町立保育園 3 園については、引き続き廃止、休止、指定管理制度導入等を検討していきます。		
H 1 8	町立保育園 4 園の、今後の運営方針について検討しました。その結果、平成 1 8 年度を以って和佐保育所の廃止を決定しました。				
H 1 9	蒲野保育所については、今後の方針を保護者に説明。		「民間でやれることは民間で」の概念により、今後の方向性を引き続き検討中。		

実施項目	(14) 定員適正化の推進（定員適正化計画の策定）				
現状	平成16年10月1日職員数 388人 平成17年 4月1日職員数 376人				
方策	平成16年10月1日の合併に伴い、合併時点での職員数（普通会計）は、類似団体と比較した場合、約150人多い状況となっています。合併の効果をできる限り早く出すため、平成22年4月1日時点で、43人を当面の削減目標とし、その早期実現に向けて定員適正化計画を策定します。また、目標達成後においても、社会経済情勢や住民ニーズの変化に応じて、常に事務量を把握するとともに、外部委託の推進など効率性や経済性の観点から事務事業の見直しを行い、より一層の定員の削減に取り組みます。				
目標	平成22年4月1日現在の数値目標を333人とし、43人（11.4％）の削減を行います。				
効果	人件費削減による財政健全化				
スケジュール					
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・計画策定	推進			
退職	4	4	18	10	13
採用	2	1	1	1	1
差引	376	373	370	353	344
実質	376	372	362		

退職はその年度末、採用はその年度当初の数値

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H17	平成18年3月に「定員適正化計画」を策定し、平成18年度から平成22年度までの5年間で41人（11.0％）の実質的削減を目標としました。 実績 （定年退職3人、普通退職3人、新規採用3人）	退職者の補充については、職種や業務ごとにその必要性を十分精査のうえ、新規採用を行います。なお、平成19、20年度に、職員の新規採用は行わない予定です。
H18	定年退職4人、普通退職6人、新規採用0人を予定しており、適正化計画以上の人員削減が進んでいます。	
H19	定年退職17人、普通退職6人、新規採用0人を予定しています。	

実施項目 (15) 時間外手当の削減	
現状	時間外勤務手当については災害等の要因があるとはいえ、財政健全化や職員の健康管理の面からも削減が必要です。また、同一所属内でも特定の者に偏っている事実も見受けられます。人事管理による対策も必要ですが、超過勤務命令者の命令に対する考え方や職員の意識の改革など複合的な改善が必要です。
方策	割り振られた勤務時間内で仕事を終える体制を整えるため、フレックスタイムの制度の導入や振替休日及び代休日の有効かつ積極的な活用を推進します。 恒常的な超過勤務従事者が見受けられる場合には、その事務配分や従事内容を調査検討し、人事行政担当課及び当該課長に改善を指示するシステムを築くなどの改善を図ります。職員においては、前例にとらわれない、常に合理的かつ有益な事務改善に努めるなどの意識改革のための方策を講じます。
目標	時間外勤務手当の削減
効果	財政健全化

スケジュール					
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	見直し				
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算額43,000千円（16年度下半期37,000千円）		恒常的な超過勤務従事者のいる課長に、人員配置、事務内容や配分の改善を指示していきます。		
H18	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算見込額33,000千円				
H19	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算見込額28,000千円				

実施項目	(16) その他諸手当の見直し
現状	時間外勤務手当を除く職員手当の総支給額は相当の額となっており、地域性を考慮した見直しを検討する必要があります。
方策	通勤手当、住居手当及び管理職手当については、地域性を考慮した算定基準の見直しを検討します。 また、環境負荷の軽減を考慮し、近距離通勤者の自転車または徒歩通勤の推進と公共交通機関の利用を検討します。特殊勤務手当については、合併時に保健指導手当、保育士特殊業務手当等4つの手当を廃止しておりますが、再度見直しを行います。
目標	通勤手当、住居手当及び管理職手当支給額の削減
効果	財政健全化

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	見直し				
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17			通勤手当及び住居手当の見直しを検討します。		
H18	管理職手当の月額支給率の改正を行いました。				
H19	○管理職手当率の一律2%の削減を行いました。 ○持ち家に係る住居手当の月額を一律2,000円から新築・購入後の5年間まで月額2,500円としました。 ○自家用車等使用者の通勤手当を一律20%削減しました。		20年度においても、左記手当の削減を継続して実施します。		

実施項目	(17) 第三セクターの見直し
現状	第三セクターは時代の要請により設立され、公の施設の管理に関して重要な役割を果たして来ましたが、一部については赤字が常態化しており、町にとって大きな財政負担となっています。また、指定管理者制度の導入により公の施設に関して民間事業者の参入も可能となり、厳しい状況となっています。 平成17年4月1日現在：第三セクター数 5
方策	第三セクターについては、その必要性や役割、経営状況、町の関与の必要性などの観点からの見直しを進めます。また、外部監査体制の強化や行政評価制度を活用した事務事業の見直しを通じて経営改革を進めます。更に、事務事業の量に応じて役員数や職員数などの見直しも行いながら赤字の解消を図り、第三セクターの自立を促します。 また、これらを行ったにも拘らず経営状況が深刻なものについては、過度の負担を負うことのないよう注意しながら法的整理等の検討を行います。
目標	第三セクターについては、今後も地域振興目的に設置された主旨を経営理念として、経営診断等により経営見直しを行い、指定管理者制度に対応できる第三セクターとして運営を行い、赤字が常態化している施設については、施設ごとの管理・運営に係る合理化・効率化により事業縮小の検討等を行い、赤字の解消を図ります。
効果	施設運営の合理化・効率化による財政健全化、管理資質の向上による住民サービスの向上

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討・見直し	実施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	○瀬戸内海リゾート(株)については経営診断を実施しました。 ○第三セクターのあり方について調査・検討を行いました。		平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間(社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、指定管理者として指定されました。瀬戸内海リゾート(株)が管理する施設については、平成19年度公募型指定管理者制度を実施する予定です。		
H18	公募による指定管理者募集に際し、議員の兼業禁止規定に基づき、東和ふるさとセンター及びサザンセトとうわの役員となっている議員については、辞任をしていただきました。 また、(財)久賀生涯学習振興財団については、応募せず、解散することとしました。 (社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、公募型指定管理者制度の実施により選定され、瀬戸内海リゾート(株)については、単独で指定管理者に選定され、経営診断結果に基づき経営改善を総合的に検討し、経営改善を図ります。				
H19	○(社)東和ふるさとセンターは、H19.4.1より片添ヶ浜温泉遊湯ランド等3施設を管理代行を始めました。(指定期間満了日：H22.3.31) ○(有)サザンセトとうわは、H19.4.1より総合交流ターミナルを管理代行を始めました。(指定期間満了日：H22.3.31) ○瀬戸内海リゾート(株)は、平成19年12月にながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定されました。(公募により選定。期間H20.4.1～H23.3.1)		各第三セクターは、左記指定期間において、当該各施設を管理代行します。この間において、各第三セクターは、施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減等を図るなど、他の民間事業者であれば当然行うであろう対応策に知恵を絞ることが求められます。 また、本指定期間における管理代行を適切に行い、次期指定管理者の公募時に再度選定されるよう好実績を残していかなければなりません。		

実施項目	(18) 財政健全化計画の策定
現状	平成16年度普通会計決算数値は、経常収支比率99.6% 起債制限比率15.2% 財政力指数16.7%、財政調整基金残高647,171千円町債発行残高26,259,480千円となっています。
方策	歳入に見合った歳出を基本に、中長期的に目指すべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、各種補助金の見直しや整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、公債費を除いた支出額と、町債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額により支出と収入のバランスを表すプライマリーバランスの黒字を維持するための地方債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。
目標	平成22年度決算数値目標を経常収支比率95.0%、起債制限比率14.0%、財政力指数17.5%年度末財政調整基金残高600,000千円、年度末町債残高22,000,000千円を目指します。
効果	財政運営の健全化

スケジュール

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
	策定	推進			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	平成18年3月、財政健全化計画を策定し、議会に報告を行いました。		財政状況を勘案し、随時計画を見直し財政健全化を図ります。		
H 1 8	策定済				
H 1 9	策定済				

実施項目	(19) 消耗品管理の一元化
現状	消耗品の管理は各課で行っており、在庫量の把握ができない状態にあり、過剰在庫等により物によっては使用できなくなる恐れがあります。
方策	各課で発注・管理している消耗品を集中管理し、購入方法や適正な在庫管理を実施し、経常経費の節減と事務の効率化を図ります。
目標	集中管理により、消耗品費の節減を行います。
効果	事務の効率化及び経常経費削減による財政健全化

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	調査・検討	実施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。		現在の庁舎形態では一元管理についての効果は希薄と判断。今後の職員減、本町方式への移行等を踏まえて再検討を行います。 ただし、コピー用紙等統一規格で大量購入を行う物品については、競争入札による購入を検討します。		
H 1 8	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。				
H 1 9	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。				

実施項目	(20) 公用車の見直し
現状	町所有の自動車総数は、平成17年11月1日現在で199台（内普通車107台、軽自動車 70台）で、運行率等の効率性や維持管理経費などが問題となっています。
方策	公用車を軽自動車にすることや、公用車の買い換え時にはハイブリッド車などの低燃費の車を購入し、維持管理経費や燃料費の軽減を図ります。また、特定の業務で使用する一部の公用車を除いて、各庁舎毎に一元管理を行い、待機車両を可能な限り削減することにより、効率的な運用を図ります。また、イベント等で必要な台数を確保する場合にも簡単に業務の効率アップを図ります。
目標	公用車の削減
効果	公用車の維持管理経費の削減による財政の健全化

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		実施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	建設課において、平成17年度当初は、普通車3台、軽自動車1台でしたが、普通車3台が老朽化し維持管理経費の増額や車両管理に支障があるため、3台の内1台を軽自動車（リース）に変更しました。		公用車の購入は可能な限り行わず、配置車両の見直しを行い、待機車両の配置換えや削減を検討します。		
H18	庁舎毎の一元管理は実現していませんが、各課で臨機応変に車両の貸し借りをを行い、待機車両の削減を図りました。建設課においては、老朽化した普通車の更新時に軽自動車への変更を検討しましたが、残る1台も初年度登録より11年を経過しており、出張にも使用できる普通車（リース）とし、排気量については1,500ccに抑えました。				
H19	庁舎毎の一元管理は実現していませんが、各課で臨機応変に車両の貸し借りをを行い、待機車両の削減を図りました。				

実施項目	(21) 環境負荷低減活動の推進
現状	合併による分庁方式により、庁舎の維持管理に要する電気料や、職員が各庁舎間で事務打ち合わせ等を行う際の移動に伴う公用車の燃料費は多額となっています。 また、県庁等同一地への出張の際、乗り合わせなどせず、各課個々に公用車を使用する場合が大半です。
方策	庁舎等においても、昼休みの消灯の徹底、適正な空調管理、全員参加による退庁時の電力消費機器の電源OFF運動など、徹底した省エネ活動を推進します。 町内用は軽自動車とし、また、出張者の集中管理を行い、乗りあわせ等を推進するとともに、出張用車両の買い替えの際にはハイブリッド車・ETCを積極的に導入し燃料費の節約、高速料金の縮減を図ります。
目標	光熱費・燃料費の削減
効果	環境負荷の低減及び光熱費・燃料費の削減による財政の健全化

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	調査・検討	→	段階的に実施		→
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	昼休みの消灯、適正な空調管理を推進しました。		環境に配慮し、昼休みの消灯及び適正な空調管理等、引き続き環境負荷低減を図ります。		
H 1 8	各部に 2 台ずつ ETC 車載器を配布し、乗り合わせ出張を推進するとともに、高速料金の縮減を図りました。				
H 1 9	各部内で課所有にこだわることなく、公用車を貸し借りすることで新規購入を控えました。				

実施項目	(22) 広告掲載による収入の確保
現状	公共施設や公共的な運用をしているものには広告等は掲載していません。
方策	町広報やホームページ、公共施設の広告ボード、病院送迎バスの車体等を地域企業等への広告媒体として提供することにより、広告料による収入増を図ることを検討します。
目標	広告掲載による収入の確保を行います。
効果	広告料の収入増による財政の健全化

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討				
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17			引き続き収入確保に向けて、調査・検討を行います。		
H18	先進導入市に問い合わせるなど調査検討を行いました。県内ではスポンサーが見つからず苦慮しているとの回答ばかりでした。				
H19	星野哲郎記念館広告掲載要綱を制定し、星野哲郎記念館の入館チケット20万枚、パンフレット10万枚、紙袋5万枚、ビニール袋10万枚の印刷物の広告スポンサーを募集し、5社15万円の広告収入を得ました。				

実施項目	(23) 窓口用封筒の寄付提供制度の活用
現状	各総合支所、出張所の窓口において戸籍・住民票等の諸証明を手渡す際に使用している封筒について、使用済み封筒を利用しているところもあり、住民から賛否の意見があります。しかしながら、新たに封筒を作成する場合、1年間19万円程度の予算(印刷製本費)が必要となります。
方策	地域企業の育成発展に役立てる目的で窓口用封筒を作製し、その封筒を住民サービス向上のために町に寄附をする機関があります。その機関を利用し、無料で窓口用封筒を作成し、印刷経費の削減を図ります。
目標	印刷製本費(封筒)の削減を行います。
効果	印刷製本費の削減による財政の健全化を図ります。

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査 →	実施			→
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	○以下の取組を行いました。 11月4日：窓口班長会議において、窓口封筒作成の協議、地元企業（4社）のスポンサーの選定を金融機関に決定。 11月8日：郵宣協会村上氏、戸籍住基班長山中氏、窓口班長松岡の3名で協議、村上氏より「窓口用封筒」の寄付提供に関する概要説明を受ける。 11月8日：町長決済（窓口用封筒の受納及び（株）郵宣協会との覚書を交わすことについて）を受ける。 2月27日：スポンサー変更（3社）となる。		今後も、住民サービスの向上及び経費節減のため、継続します。		
H18	窓口用封筒を6,100枚受納、在庫が少なくなれば、随時追加注文をする仕組みを構築した結果、印刷製本費19万円を削減することが出来ました。				
H19	平成20年1月新規スポンサー3社協賛。 （株）郵宣協会より窓口封筒を受納。住民サービスの向上、地域企業のPR及び財政面での節減効果を図ることができた。		今後も、住民サービスの向上及び経費節減のため、継続します。		

実施項目	(24) 補助金の見直し
現状	補助金支出に当たって、公益性や有効性、必要性等について審査されていますが、ややもすれば前年度踏襲の傾向になりがちです。
方策	全ての補助金等を対象に、役割や有効性等の観点から見直し、廃止、削減、重点配分といった、制度の整理・合理化を通じて経営資源（財源）の有効活用を図ります。
目標	補助金の見直しを図り、可能な限り削減します。
効果	安定した財政基盤の確立及び負担の公平性を確保します。

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	調査・検討	段階的实施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			検討委員会を設置し、補助金等の内容を精査する予定です。また、建設課が負担金を支出している全 1 6 団体のうち、2 団体から脱会する予定です。		
H 1 8	財政課において、5月から9月にかけて関係各課の負担金、補助金等の目的、効果、今後のあり方について検討を行い、12月には、検討結果に基づき予算要求を行いました。 また、建設課所管の負担金について柳井市の各種団体への負担金の実態を調査し、社会教育課所管の婦人会補助金の見直しを行いました。				
H 1 9	補助・負担金の内容を精査し、3 団体から脱会する共に、補助・負担金を約 3 6 0 万円減額しました。				

実施項目	(25) 徴収部門の強化
現状	町税及び使用料等の滞納額については、合併という要因も絡んで多額に上り、納税・負担の公平性の確保の面という観点からも、収納率の向上は重要な課題となっています。 滞納者は複数の税及び使用料について滞納していることが多く、それぞれの担当課ごとに徴収に行っているのが現状で、効率的とは言えない状態にあります。
方策	現年度の滞納分については、主管課で年度当初に収納率の目標を定め、目標達成に向けて、催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。また、過年度分の収納率の向上に向けては、滞納者を集中管理する体制作りを検討します。更に、徴収業務の効率化を図るため、現有システムの有効活用を行い、必要に応じて滞納システムの導入を検討します。
目標	集中管理体制を整備し、収納率の向上
効果	財政基盤である町税及び使用料等の収入確保

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		実施		

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H17	○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○滞納分は主として整理組合が実施していたので、臨戸徴収及び電話催告を 現年度分を中心に徴収を行いました。 ○納税相談を実施し、滞納者の実態に即し、納税誓約書、納税猶予等の措置を行いました。 ○臨戸・電話催告等により、納税への理解と納付誓約による定期的納入を促進しました。	○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。 ○関係各課との連携を蜜にし、滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徴収の軽減を図ります。 ○実態調査、財産調査を実施し、滞納者に実態に即し滞納整理を行います。
H18	○滞納整理事務をよりの確に進めるため滞納システムを導入し、有効利用を図りました。 ○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○整理組合の解散に伴う事務及び臨戸徴収等の移行処理を行い、過年度分も含めて臨戸徴収及び電話催告を行いました。 ○納税相談を実施し、納税者の実態に即し、納付誓約等の処理を行いました。 ○高額滞納者に対し、最終催告書の送付及び実態調査を通じて、滞納処分への事務処理を行い、2件の差押えを行いました。 ○整理組合から町への移行の徹底と滞納システムの効率的活用により滞納者への対応が迅速に行えるようになりました。	
H19	○滞納システムの有効活用により、迅速な滞納整理事務を図りました。（財産調査・差押調書等の作成事務） ○財産調査により、滞納者の的確な状況判断を行い、納税相談を実施しました。 ○悪質滞納者への差押えを実施しました。 ○県税事務所及び関係課との連携強化を図りました。 ○最終催告送付 61件 ○財産調査予告 21件 ○財産調査（給与・預貯金・生命保険等）36件 ○交付要求 3件 ○差押 8件	○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。 ○関係各課との連携を蜜にし、滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徴収の軽減を図ります。 ○実態調査、財産調査を実施し、滞納者に実態に即し滞納整理を行います。

実施項目	(26) 職員の流動的活用
現状	合併後1年を経過して、各課での現在の業務量と人員数とが適切な状態にあるかどうか確認をする必要があり、業務の繁忙に応じた適切な人員を確保する必要があります。
方策	各課の現状を把握し、各総合支所で行う業務の内容確認を行います。 繁忙期には、職員の部内での流動的活用を検討します。
目標	組織の統合や流動的な職員の応援体制を確立します。
効果	適切な人員配置による効率的な組織体制づくり

スケジュール

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
	調査・検討→	実施			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			流動化で対応できる事務・事業の洗い出しが課題となっており、引き続き調査・検討を進めます。		
H 1 8	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。				
H 1 9	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。				

実施項目	(27) 投票区の再編
現状	合併前の投票区数67をそのまま踏襲しており、有権者数別投票区数は下記のとおりで、小規模とはいえ各投票所には投票管理者1人、投票立会人2人、事務従事者が最低でも2人が必要で、人員の確保が困難であるとともに、投票所コストも多額となっています。 周防大島町 有権者200人以下 29箇所 200人～500人 28箇所 500人以上 10箇所 《近隣》柳井市27箇所、田布施町13箇所、平生町9箇所
方策	旧町の中心地の投票所をそれぞれ集約し、有権者1,000人以上の投票区を設けます。
目標	投票区数の削減を検討します。
効果	経費の節減合理化等による財政の健全化を図ります。

変更後

年度	平成１７年度 調査・検討	平成１８年度	平成１９年度 実施	平成２０年度 必要に応じて見直し	平成２１年度
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			見直し結果を精査するとともに、今後も検討していきます。		
H 1 8	久賀中心地の投票所を整理、統合し有権者2,000人規模の投票所に、また、60人以下の投票所は期日前投票所に切り替えるなどして当日投票所を67箇所から52箇所に見直しました。				
H 1 9	平成18年度に見直しを行った52箇所の投票区（見直し前67箇所）、246箇所のポスター掲示場（見直し前355箇所）により、山口県議会議員選挙（４月８日執行）、参議院議員通常選挙（７月29日執行）を行いました。				

実施項目	(28) 委託、リース契約等の見直し
現状	各公共施設における各種契約（委託料、リース料、各種事務用品、燃料費）の大半は施設ごとにそれぞれ契約を締結し維持管理を行っています。 ***公共施設の維持管理に係る各種委託料等*** 空調設備保守点検業務委託料 電気保安業務委託料 消防設備保守点検業務委託料 受水槽・高架水槽清掃消毒・水質検査委託料 ワックス清掃委託料 油タンク点検等
方策	各種契約（委託料、リース料、各種事務用品、燃料費）について一括契約を行い、経費節減と事務の合理化を図ります。 委託料とリース料の入札により、より良くより安価な金額で契約が可能で、経費の節減を図ります。また、一括契約することで契約等の事務の合理化を図ります。 公用車の管理（点検・修理、車検等）がスムーズに行え、安全管理が図られます。 物品（ガソリン等を含む）の管理において節減合理化が図られます。
目標	一括契約により、委託料とリース料の経費削減を行います。
効果	経費の節減合理化等による財政の健全化を図ります。

スケジュール

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
	調査・検討		段階的实施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7			関係各課の意見を聞き取り、課題等を整理し、実施可能な契約を研究します。 関係各課と協議し、経済性及び競争性を高めるため、入札できる委託等につきましては競争入札とします。		
H 1 8	地域経済を考慮し、慎重に検討しました。				
H 1 9	平成18年度に引き続き、地域経済を考慮し、慎重に検討しました。				

実施項目	(29) 受益者負担の適正化（保育料）
現状	保育料については、平成 1 7 年度より合併のすりあわせで決定した、旧 4 町の一番安い額を各階層とも適用しています。
方策	今のところ現状のままを考えていますが、国の徴収基準額等に変更があれば検討していく予定です。
目標	今の保育料では、国の基準額に対して各階層一律の軽減ではないため、不公平と考えられます。今後は、国の基準に対して各階層、一律の軽減等を行うべきと思われます。
効果	階層別の不公平をなくす

スケジュール

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	調査・検討			実施	
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	合併時にすりあわせた旧 4 町の一 番安い額を各階層とも適用しています。		保育料の適正化について、引き続き検討します。		
H 1 8					
H 1 9	定率減税の廃止に伴い、基準額表の一部改正を行いました。徴収金額については、変更なし。				